

退職手当等に対する市・県民税の特別徴収税額の算出方法

退職手当等の収入金額

(ア) 円

勤続年数

(イ) 年

* 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

1. 退職所得控除額を求める

勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数(イ)

勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円×(勤続年数(イ)-20年)

* 上記金額が80万円に満たない場合は80万円になります。

* 障害者になったことにより退職した場合には、上記金額に100万円を加算してください。

退職所得控除額 (ウ) 円

2. 退職所得金額を求める

退所手当等の収入金額(ア) - 退職所得控除額(ウ) (エ) 円

(エ) × 1 / 2 (オ) 円

(オ)の千円未満の端数を切り捨て 退職所得金額 (カ) , 000円

3. 市民税額を求める

退職所得金額(カ) × 6% (キ) 円

(キ) × 10% (ク) 円

(キ) - (ク) (ケ) 円

(ケ)の百円未満の端数を切り捨て 市民税額 (コ) 00円

4. 県民税額を求める

退職所得金額(カ) × 4% (サ) 円

(サ) × 10% (シ) 円

(サ) - (シ) (ス) 円

(ス)の百円未満の端数を切り捨て 県民税額 (セ) 00円

5. 特別徴収税額を求める

市民税額(コ) + 県民税額(セ) 特別徴収税額 00円

納付する金額

お問合せ先 十和田市 企画財政部 税務課 市民税係
電話 0176-23-5111 内線 184